

### 飲酒運転防止上の留意点

日常生活において口にする飲食物の中には、下記のようにアルコールを含む物がある。

- ・酵母発酵によりアルコールを生成する発酵食品[パン類(現在表記：パン酵母、発酵種など)]
- ・収穫後、無気呼吸によりアルコールを生成する果物類[オレンジなど(保存期間、保存方法による)]
- ・味付け、香り付け、腐敗防止としてアルコールを使用している菓子類、加工食品(原材料表記：酒精、洋酒など)
- ・水溶性香料としてアルコールが添付される飲食類や加工品
- ・腐敗を防ぎ作りたての食感を保つアルコール揮発材を使用した焼き菓子類や乾物類

これらの食品の飲食後にアルコール測定を行うと、口腔内の残留物に反応する場合がある。

また、洗口剤やうがい薬などアルコール濃度が高い製品は、アルコール成分が除去されるのに時間がかかる。

飲食直後にアルコール検知器を使用して検知する際は、水でうがいをした後、15分以上経過後測定を行うことで、正確な呼気中アルコールを測定できる。

酒気帯び・酒酔い運転 罰則

酒気帯び運転

※酒気帯び運転をした場合：ドライバーは3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される。参照：警察庁

| 呼気中アルコール濃度       | 違反点数 | 処分（注1・注2）            |
|------------------|------|----------------------|
| 0.15mg以上0.25mg未満 | 13点  | 最低90日間の免許停止          |
| 0.25mg以上         | 25点  | 免許取消し処分および最低2年間の欠格期間 |

酒酔い運転（※3）

※酒酔い運転をしてしまった場合：ドライバーは5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

| 呼気中アルコール濃度 | 違反点数 | 処分（注1、注2）      |
|------------|------|----------------|
| 基準値なし      | 35点  | 免許取消しおよび欠格期間3年 |

- 注1 過去に行政分歴や累積点数がない場合
- 注2 「欠格期間」とは運転免許を取得できない期間
- 注3 「酒酔い運転」とは、飲酒の量に関係なく正常な運転が出来な状態をいう。

酒類を提供した・同乗した人への罰則

※ドライバーの飲酒を知らながらも運転をさせたり、ドライバーに対して飲酒を勧めたりした場合は以下の罰則が科せられる。

| 運転者が酒気帯び運転の場合 |                     |
|---------------|---------------------|
| 車両を提供した者      | 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 |
| 酒類の提供者・同乗者    | 2年以上の懲役または30万円以下の罰金 |

| 運転者が酒酔い運転の場合 |                     |
|--------------|---------------------|
| 車両を提供した者     | 5年以下の懲役また100万円以下の罰金 |
| 酒類の提供者・同乗者   | 3年以上の懲役または50万円以下の罰金 |

従業員が飲酒運転した企業への罰則

※従業員が勤務中(会社出勤時、退勤帰宅時も含む)飲酒運転をした場合、企業や管理者に罰金や懲役などの刑事責任を問われるほか、以下の行政処分も科せられることがあります。

| 違反内容                                        | 行政処分                                 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|
| 事業者が飲酒運転を下命・容認していた場合                        | 14日間の事業停止                            |
| 飲酒運転を伴う重大事故を起こし、かつ事業者が飲酒運転に係わる指導監督義務を違反した場合 | 7日間の事業停止                             |
| 事業者が飲酒運転に係わる指導監督義務を違反した場合                   | 3日間の事業停止                             |
| 運転者が飲酒運転を引き起こした場合                           | 初違反：100日間の車両使用禁止<br>再違反：200日間の車両使用禁止 |

※事業者の飲酒規則では、飲酒運転が発覚すれば退職処分となる場合があります。

時間経ったから大丈夫だろう、見つからなければよい、近くのコンビニまでなら大丈夫、酔ってない。  
などの自分勝手な判断による飲酒運転はしない！させない！

飲酒する人は、アルコールチェッカーを携帯し、必ず検査をしてから運転すること！